

設備投資を 決断する チャンスです！

産業競争力強化法

生産性向上設備投資促進税制

即時償却 または 税額控除 5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却 50% または 税額控除 4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

対象設備

最新設備を導入する場合

単品設備 簡素な手続(事業者の申請不要)

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、
ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。

利益改善のための設備を導入する場合

複数設備可 投資計画の申請が必要

機械装置、工具、器具備品、建物、
建物附属設備、構築物、ソフトウェア

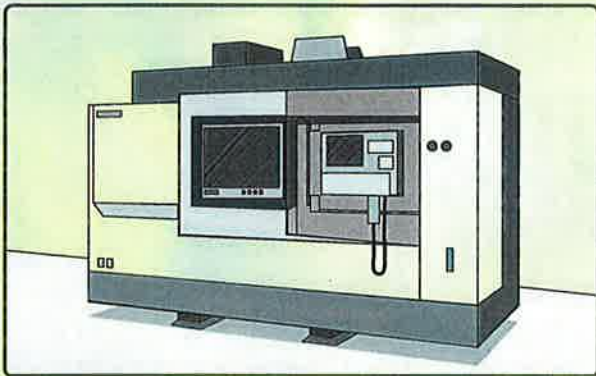
利用できる方

青色申告をしている法人・個人事業主

最新設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / ソフトウェア
 ※機械装置以外は一部の設備のみ。

簡単な手続で、税制優遇が受けられます。



[必要手続]

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

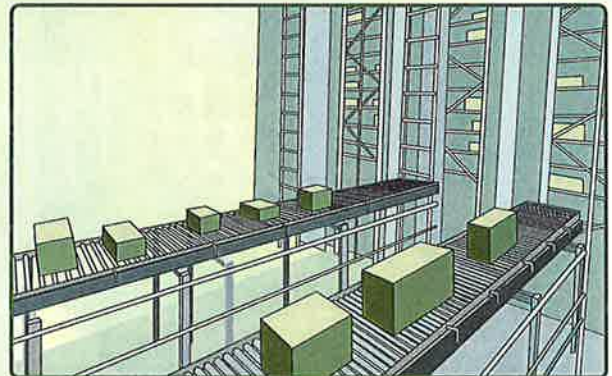
[要件]

- 最新モデルであること
- 生産性が年平均1%以上向上していること
注:生産性=「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」等
- 一定の価額以上であること
 - 機械装置:160万円
 - 工具及び器具備品:120万円
 (単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物:120万円
 - 建物附属設備:120万円
 (単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア:70万円
 (単品30万円かつ合計70万円)

利益改善のための設備の要件

機械装置 / 工具 / 器具備品 / 建物 / 建物附属設備 / 構築物 / ソフトウェア

利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。



[必要手続]

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けた上で、経済産業局へ申請してください。

[要件]

- 投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)であること

$$\text{投資利益率} = \frac{\text{(営業利益+減価償却費)の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

- 一定の価額以上であること
 - 機械装置:160万円
 - 工具及び器具備品:120万円
 (単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物及び構築物:120万円
 - 建物附属設備:120万円
 (単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア:70万円
 (単品30万円かつ合計70万円)

生産性向上設備投資促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局 地域経済課 TEL:011-709-1782
 東北経済産業局 地域経済課 TEL:022-221-4876
 関東経済産業局 地域経済課 TEL:048-600-0254
 中部経済産業局 地域振興課 TEL:052-951-2716
 中部経済産業局北陸支局 地域経済課 TEL:076-432-5518

近畿経済産業局 地域経済課 TEL:06-6966-6065
 中国経済産業局 地域経済課 TEL:082-224-5684
 四国経済産業局 地域経済課 TEL:087-811-8513
 九州経済産業局 企業支援課 TEL:092-482-5435
 沖縄総合事務局 地域経済課 TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 (直通)03-3501-1560

詳しくはホームページをご覧ください。 http://www.meti.go.jp/policy/jlgyou_saisel/kyousouryoku_kyouka/seisanselkojo.html